

【重要】個人番号を記入して奨学資金貸付申請を行う際の注意事項について

マイナンバー制度の開始に伴い、奨学資金貸付申請書に親権者、申請者と同一世帯の方及び連帯保証人の各個人番号を記入していただければ、添付書類である市税完納証明書及び課税証明書（非課税証明書）の提出が不要となりました。

これは、記入された個人番号を基に課税状況等を調べることができるためです（貸付申請書に個人番号を記入して申請を行った時点で、その方の課税状況等を調べることに同意したものとみなされます。）。

なお、個人番号を記入する場合は以下の確認事項をご確認いただき、ご了承ください。また、個人番号を基に課税状況等を調べることができるのは、令和4年1月1日時点で戸田市に住民票がある方のみとなりますので、ご注意ください。また、個人番号を記入しない場合や戸田市外にお住まいの方は添付書類が必要となります。

	確認事項	説明等
1	奨学資金貸付条件を確実に満たしていますか。	<p>個人番号は、重要な個人情報です。奨学資金貸付条件を確実に満たしており、個人番号を用いて課税状況等をお調べすることに同意いただける場合のみ、奨学資金貸付申請書に個人番号を記入してください。</p> <p>なお、<u>完納証明書と課税証明書（非課税証明書）を添付する場合は、個人番号は記入しないでください。</u></p>
2	各個人番号を正確に、誤りなく記入していますか。	<p>誤った個人番号を記入された場合、課税状況等をお調べすることができず、申請を受け付けることができません。</p>
3	個人番号を記入した方は、戸田市に住民登録されている方ですか。	<p><u>戸田市に住み、住民登録されている方でなければ、課税状況等をお調べすることができません。</u>戸田市外にお住まいの場合、その方がお住まいの自治体の市区町村民税完納証明書、課税証明書（自治体により呼び方が異なります）を添付していただく必要がありますので、ご注意ください。添付書類が不足している場合、申請を受け付けることができません。</p>
4	申請書の修正、再提出をお願いします場合があります。	<p>窓口で一度申請書を受け付けたとしても、課税状況等をお調べした結果、非課税の方が連帯保証人となっているなど、<u>申請条件を満たしていないことが判明した場合、申請書の修正、再提出をお願いすることがあります（ただし、貸付申請締切日まで日数に余裕がある場合のみ。）。</u></p> <p>※連帯保証人の課税状況等が不明で、申請条件を満たしているかはっきりわからない場合は、<u>完納証明書及び課税証明書（非課税証明書）を添付していただくと、申請時に条件を満たしているか職員がその場で確認します。</u></p>

5	申請書の修正、再提出を受け付けない場合があります。	<p>貸付申請締切の間近に、個人番号を記入して貸付申請を行い、申請条件を満たしていないことが判明した場合、修正、再提出を行う時間的余裕が無いため、貸付申請を受け付けることができなくなりますので、十分ご注意ください。</p> <p>また、貸付申請締切の間近でなくても、修正した申請書を締切までに提出していただけないと、申請を受け付けることはできません。</p> <p>※貸付申請締切の間近に申請をする方で、申請条件を満たしているかはっきりわからない場合は、<u>完納証明書及び課税証明書（非課税証明書）を添付していただくと、申請時に条件を満たしているか職員がその場で確認します。</u></p>
6	申請を受付できない場合があります。	<p>窓口で一度申請書を受け付けたとしても、課税状況等をお調べした結果、市税等を完納していない世帯であること、世帯の課税標準額の合計が基準を上回っていることなどが判明した場合、申請を受け付けることができません。</p> <p>※世帯の課税状況等や課税標準額が不明で、奨学資金申請条件を満たしているか不明である場合は、<u>市税完納証明書、課税証明書（非課税証明書）を添付していただくと、申請時に条件を満たしているか職員がその場で確認します。</u></p>

●ご参考に、別紙「個人番号を記入して奨学資金貸付申請を行う際の注意事項について（70-チャート）」もご覧ください。

お問い合わせ先

戸田市教育委員会 教育総務課 総務担当

電話 048(441)1800 内線305

FAX 048(443)9033

E-mail kyo-somu@city.toda.saitama.jp